ロ　第一号ロ又は前号ロに該当する事業主　第一号ロ(2)又は前号ロ(2)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、第一号イ(4)又は前号イ(4)の委託に要する費用（次項に規定する再就職支援型訓練の実施に係る費用又は第四項に規定するグループワークの実施に係る費用を含む場合にあつては、次項又は第四項の規定により当該事業主に支給される額に相当する額を除く。）の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）（当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものにあつては、三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四））の額からイに定める額を控除した額（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

ハ　第一号ハ又は前号ハに該当する事業主　第一号ハ(2)又は前号ハ(2)の休暇（第一号ハ(4)又は前号ハ(4)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に与えたものに限る。）の日数（当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、九十日間を限度とする。）を合計した数に四千円（中小企業事業主にあつては、七千円）（支払つた通常賃金の額以上の額が四千円（中小企業事業主にあつては、七千円）に満たないときは、当該通常賃金の額以上の額）を乗じて得た額（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

3　前項第一号ロ又は第二号ロに該当する事業主が、同項第一号イ(4)又は第二号イ(4)の職業紹介事業者に対し、計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先での職務の遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「再就職支援型訓練」という。）の実施を委託し、その費用を負担した場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第三号に定める額に加え、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者（同項第一号ロ(2)又は第二号ロ(2)の再就職が実現したものに限る。）一人につき、一万円（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）を支給するものとする。

4　第二項第一号ロ又は第二号ロに該当する事業主が、同項第一号イ(4)又は第二号イ(4)の職業紹介事業者に対し、計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の再就職に係る支援として三回以上のグループワークの実施を委託し、その費用を負担した場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第三号に定める額に加え、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者（同項第一号ロ(2)又は第二号ロ(2)の再就職が実現したものに限る。）一人につき、一万円（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）を支給するものとする。

5　再就職支援奨励金の額（第二項第三号ハに定める額を除く。）が、同項第一号ロ(2)又は第二号ロ(2)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、六十万円又は同項第一号イ(4)若しくは第二号イ(4)の委託に要する費用のいずれか低い額を超えるときは、前三項の規定にかかわらず、当該いずれか低い額を当該再就職支援奨励金の額とする。

6　受入れ人材育成支援奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であつた者を雇い入れる事業主であること。

(2)　被保険者（高年齢継続被保険者等を除く。）であつた者を移籍出向（離職前に雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがない者として、失業することなく他の事業主に雇い入れられることをいう。）により雇い入れる事業主であること。

ロ　職業訓練計画（イ(1)又は(2)の雇入れに係る者に業務に関連した知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「受入れ人材育成型訓練」という。）に関する計画をいう。以下この項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ハ　職業能力開発推進者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十二条に規定する職業能力開発推進者をいう。以下同じ。）を選任している事業主であること。

ニ　職業訓練計画に基づき、イ(1)又は(2)の雇入れに係る者に受入れ人材育成型訓練を受けさせる事業主（当該受入れ人材育成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

ホ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてイ(1)又は(2)の雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ヘ　ロの職業訓練計画を都道府県労働局長に提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する受入れ人材育成支援奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（へにおいて「基準期間」という。）において、ニの受入れ人材育成型訓練に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ト　ニの受入れ人材育成型訓練に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

チ　ニの受入れ人材育成型訓練に係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイからハまでに定める額の合計額

イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る訓練をいう。以下この号において同じ。）以外の訓練をいう。以下この号において同じ。）に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、前号イ(1)又は(2)の雇入れに係る者一人につき、三十万円を超えるときは、三十万円）

ロ　前号イ(1)又は(2)の雇入れに係る者に対して、受入れ人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇入れに係る者一人につき、千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額

ハ　前号イ(1)又は(2)の雇入れに係る者一人につき、一の受入れ人材育成型訓練（実習に限る。）の実施時間数（当該雇入れに係る者一人につき、六百八十時間を限度とする。）に七百円を乗じて得た額

7　一の年度において、一の事業所に係る受入れ人材育成支援奨励金の額が五千万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、五千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

8　第六項第一号イ(2)に規定する移籍出向が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて実施される事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従つて実施される特定事業再編（同法第二条第十二項に規定する特定事業再編をいう。）又は同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて実施される中小企業承継事業再生（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）に伴うものである場合における受入れ人材育成奨励金の支給については、第六項第一号イからチまでに掲げるもののうち同号ホを除くいずれにも該当する事業主に対して、同項第二号に定める額を支給するものとする。

第百十六条第四項第一号イ(1)中「この項において「原職等」を「原職等」に改める。

第百二十条及び第百二十条の二中「第百二条の五第二項」の下に「及び第六項」を、「再就職支援奨励金」の下に「、受入れ人材育成支援奨励金」を加える。